

# 武田信玄朱印状 —小田氏と武田氏をつなぐ通行許可書—



竜朱印部分拡大



武田信玄朱印状(当館所蔵)

ここに一通の古文書があります。内容は、永禄10(1567)年5月に甲斐国(現山梨県)武田氏の家臣甘利左衛門尉(信忠)が諸役所(各地の関所)に宛てた、過所と呼ばれる通行許可書です。文面は次のように記されています。

【翻刻】

小田衆拾人  
無相違可勘  
過者也、仍如件  
甘利左衛門尉奉之  
丁卯  
五月晦日  
諸役所中

【意訳】

小田の者たち10人は  
間違ひなく(確かに)  
通行を許可します  
甘利左衛門尉が奉じます  
丁卯(永禄10年)  
五月晦日  
各関所へ

文書の右上には、竜をあしらった朱印が押されています。この竜の朱印は、武田信玄が用いた武田氏の家印です。つまり、武田信玄が家臣を介して、各関所に「小田衆」の通行を認めています。この小田衆とは、常陸国(現茨城県)南部の戦国武将小田氏治の家臣を指していると考えられています。

それでは、なぜ武田信玄は小田氏家臣の関所通行を認める文書を作成したのでしょうか。小田氏治は、永禄9年に人質を差し出して相模国(現神奈川県)の小田原北条氏に従っていました。この小田原北条氏は、天文10(1544)年から甲斐国の武田氏と同盟を結んでいました(甲相同盟)。そのため、永禄10年の時点で小田氏もまた、この同盟の傘下にあったことから、武田氏は小田氏家臣の通行を認める過所を作成したと考えられます。

甲相同盟は永禄11年に決裂してしまつたため、この過所の効力は1年ほどであったと考えられますが、小田氏と武田氏の繋がりを示す貴重な資料です。

この資料は、土浦市(旧新治村)田土部に住んでいた、小田氏の家臣と伝わる旧家で所蔵していたものです。旧新

治村の指定文化財でしたが、指定されたのち、長く村外で保管されていました。今回、市立博物館で特別展「八田知家と名門常陸小田氏―鎌倉殿御家人に始まる武家の歴史―」を開催するにあたり、所蔵者のご厚意により市に寄贈をしていただきました。特別展は5月8日(日)まで開催しています。今回紹介した「武田信玄朱印状」も展示をしていますので、ぜひご覧ください。

関市立博物館(☎824・2928)

## 御城印帳販売中



博物館ではオリジナルの御城印帳を販売しています。販売価格など、詳しくはお問い合わせください。